

「公共調達に係る入札契約制度 に関する報告書」の概要

平成25年6月

山形県

本書は、「山形県公共調達基本条例（平成20年7月県条例第43号）」第4条第2項の規定に基づき、山形県議会に対し、公共調達（県が支出負担行為に基づき行う調達）に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を行うことを目的に作成したものです。

なお、本書は2部構成となっており、第1部は、建設工事及び建設工事関連業務委託に関する報告、第2部は、物品及び役務等の調達に関する報告としています。

「公共調達に係る入札契約制度に関する報告書」の概要

第1部 建設工事及び建設工事関連業務委託関係

第1章 入札・契約を取り巻く状況等

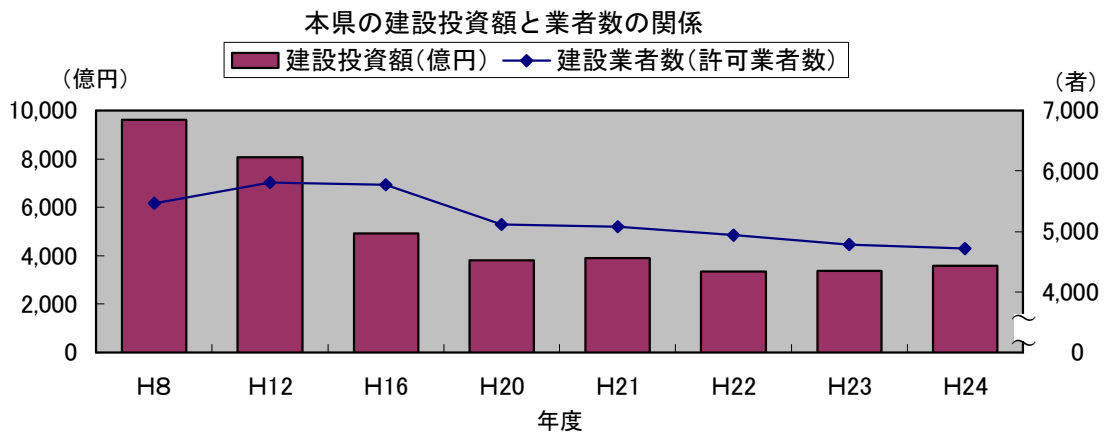
1 建設業を巡る環境

(1) 建設投資額の推移 (p. 1)

本県の建設投資（公共・民間）額は、平成8年度をピークに年々減少してきたが、平成24年度（3,576億円）は、前年度より201億円増加（+6.0%）したものの、平成8年度の37.2%（平成23度は35.2%）にとどまっている。

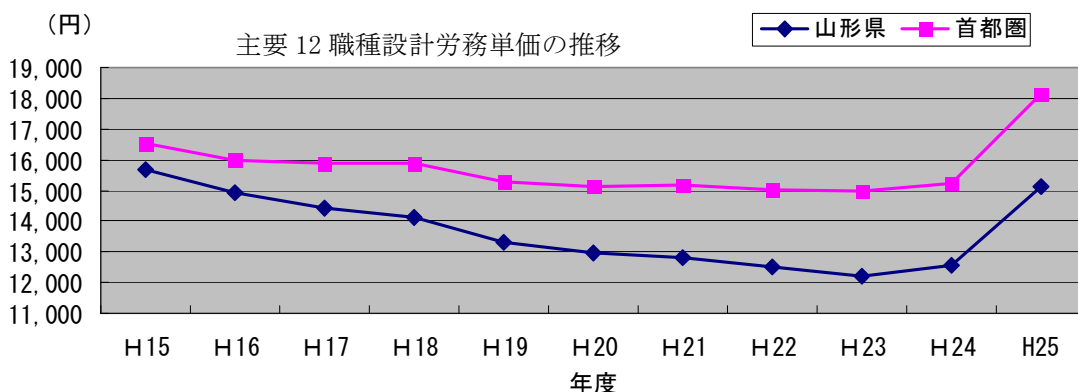
(2) 建設業者数等の推移 (p. 1～)

本県の建設投資額が落ち込む中で、建設業者（建設業許可業者）数の減少割合が小さいことから、平成24年度の一業者当たりの建設投資額（0.76億円）は、平成8年度比で43.2%（前年度40.2%）にとどまっている。



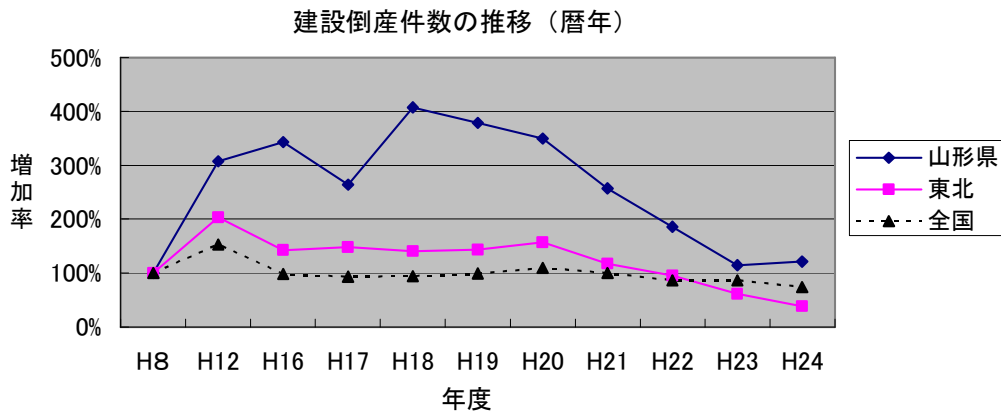
(3) 設計労務単価の推移 (p. 2～)

設計労務単価（主要12職種平均）の低下が続いてきたが、平成24年度単価は、14年ぶりに上昇に転じた。平成25年度単価（15,117円）は、平成24年度と比較して20%の大幅な増加となったが、首都圏との格差は依然として大きい状況にある。平成15年度と比べ96%まで回復したところであるが、ピーク時の平成10年度単価（23,882円）の63%にとどまっている。



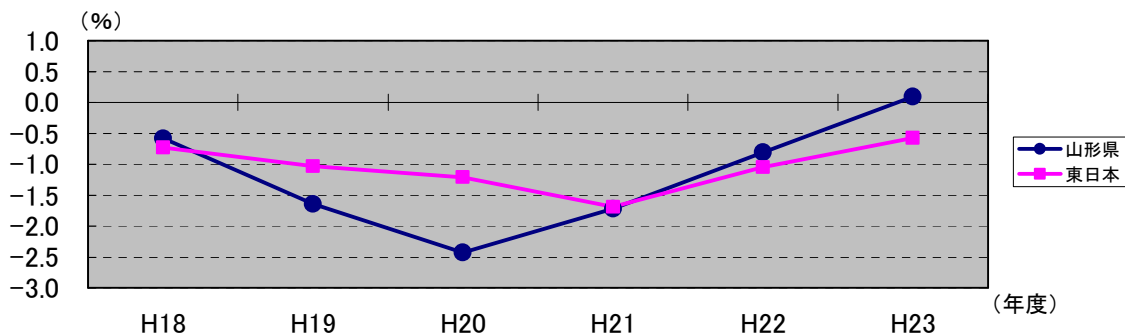
(4) 倒産件数の推移 (p. 3～)

本県の倒産件数は、平成16年まで増加傾向を続け、平成18年をピークとして、その後減少傾向となっている。平成24年（倒産件数17件）は、本県ピーク時（平成18年57件）の約30%となっている。



建設業の収益性については、平成22年度までマイナスが続いてきたが、平成23年度はプラス（+0.09）に転じた。これまで、マイナスであった状況を踏まえると、経営状況は予断を許さない状況にある。

建設業の収益性（売上高経常利益率）の推移



2 建設業者へのアンケート調査の実施 (p. 5)

建設産業が、受注競争の激化による利益率の低下など厳しい経営環境が続いている中、建設業の新分野進出支援など今後の建設業振興施策に資するため、「建設業者の新分野進出等に関するアンケート調査」を平成25年3月に実施した。

調査結果をみると、経営の多角化を進めている業者が4分の1以上おり、その業績については、「全体の経営の安定に役立っている」と答えている業者が31.4%、「建設業より業績がある」とした業者が10.9%となっている。その一方で、「もう少し工夫や改善が必要」と答えている業者が17.3%おり、「あまり芳しくない」、「撤退を考えている」と答えた業者は合わせて12.9%となっている。

3 業界団体との意見交換会の実施 (p. 5)

建設業協会や測量設計業協会など7団体と意見交換を行い、入札・契約制度の改善点や関係業界が抱える問題点を把握するため、意見・要望の聴き取りを行った。

第2章 平成24年度における入札・契約の実施状況

1 建設工事関係

(1) 落札率の状況 (p. 7～)

県全体の平均落札率(加重平均)は94.2%で、前年度(92.4%)と比べて1.8ポイント上昇した。

落札率の推移(建設工事)

(単位: %、件)

入札方法	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	件数
一般競争入札	92.4	91.0	90.0	88.5	86.3	88.6	91.1	89.9	92.3	94.2	1,345
指名競争入札	93.3	92.8	91.7	92.2	90.4	87.1	97.0	92.9	95.4	97.9	6
随意契約	94.8	95.0	96.6	98.7	98.7	95.5	97.0	99.5	97.0	92.3	13
合計	92.4	91.1	90.2	89.1	86.6	88.6	91.2	90.0	92.4	94.2	1,364

(2) 県内受注率の状況 (p. 9)

県内(本店)業者の受注率は、件数ベースで95.7%、当初契約金額ベースで91.2%となっており、前年度とほぼ同じ水準となっている。

建設工事 県内業者の受注率(建設工事)

(単位: %)

入札方法	H21		H22		H23		H24	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	97.3	94.3	96.2	89.1	96.1	90.0	96.2	91.2
指名競争入札	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
随意契約	71.4	44.8	40.0	75.7	40.0	81.3	46.2	78.1
合計	97.2	94.3	95.9	89.0	95.8	90.0	95.7	91.2

(3) 品質の確保に関する状況 (p. 9～)

平成24年度において、低入札価格調査の対象に係る入札で、実際に、工事ごとに設定する調査基準価格を下回った入札があったのは、県全体で7件(うち県土整備部で3件)となっている。そのうち、県土整備部における調査発生率は0.7%と、平成16年度以降、最低の割合となった。これは、調査基準価格等の引上げ、総合評価落札方式における「品質等确实点」の導入により、低入札価格による落札が困難になったことが大きな要因と考えられる。

低入札発生件数は、平成23年度以降減少しており、過度な低価格の入札に対して、一定の効果が表れている。

表－４ 低入札価格調査制度における調査実績（建設工事）

ア 調査実績件数

年 度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
県土整備部	基準価格設定数	276	208	218	245	296	440	374	481	421
	低入札発生件数 (発生率)	40 (14.5%)	20 (9.6%)	19 (8.7%)	23 (9.4%)	21 (7.1%)	37 (8.4%)	50 (13.4%)	10 (2.1%)	3 (0.7%)
	全者失格件数 (数値基準該当)	1	1		4	13 (6)	25 (18)	33 (28)	8 (6)	1 (1)
全県	低入札発生件数	52	32	29	35	27	46	66	12	7
	全者失格件数 (数値基準該当)	1	2		4	17 (8)	32 (24)	42 (34)	9 (7)	3 (3)

２ 建設工事関連業務委託関係

(１) 落札率の状況 (p. 12～)

県全体の落札率（加重平均）は86.7％であり、前年度（85.5％）と比べ1.2ポイント上昇した。

落札率の推移（建設工事関連業務委託）

(単位：％、件)

入札方法	H20	H21	H22	H23	H24	件数
一般競争入札	—	73.5	86.5	82.9	88.6	10
指名競争入札	79.6	82.5	82.4	84.9	86.2	893
随意契約	97.1	94.6	95.9	96.3	96.8	34
合 計	81.2	84.1	83.2	85.5	86.7	937

(２) 県内受注率の状況 (p. 13)

県内（本店）業者の受注率は、件数ベースで73.6％、当初契約金額ベースで61.6％となっている。

県内業者の受注率（建設工事関連業務委託）

(単位：％)

入札方法	H21		H22		H23		H24	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	100.0	100.0	87.5	89.8	90.0	82.8	90.0	94.2
指名競争入札	70.2	60.0	72.3	69.1	72.8	64.0	72.8	60.3
随意契約	83.8	80.0	86.4	38.5	78.6	82.3	91.2	77.8
合 計	71.5	63.1	72.9	67.7	73.2	65.7	73.6	61.6

(3) 品質の確保に関する状況 (p. 13～)

過度な低価格入札を抑止するため、平成22年5月より、過度な低価格入札による失格を繰返す者に対し、失格回数に応じて、非指名期間を設定する措置を導入している。平成24年度の調査案件の発生件数は、県全体で53件（うち県土整備部で48件）となっている。そのうち、県土整備部における発生率は21.7%と、前年度より3.4ポイント低下している。

【非指名措置の適用】

- 平成24年4月～平成24年9月末までの落札決定分
13社（平成23年12月より1～5ヶ月間 非指名）
- 平成24年10月～平成25年3月末までの落札決定分
2社（平成24年6月より1ヶ月間 非指名）

表-10 低入札価格調査制度における調査実績（建設工事関連業務委託）

ア 調査実績件数

年 度		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
県土整備部	基準価格設定数	163	205	137	125	140	140	167	221
	低入札発生件数 (発生率)	7 (4.3%)	16 (7.8%)	20 (14.6%)	28 (22.4%)	32 (22.9%)	41 (29.3%)	42 (25.1%)	48 (21.7%)
	全者失格件数 (数値基準該当)		1	2	5 (4)	26 (25)	21 (16)	29 (27)	28 (26)
全 県	低入札発生件数	8	18	25	31	37	47	54	53
	全者失格件数 (数値基準該当)		1	2	6 (5)	29 (28)	23 (18)	36 (32)	33 (30)

第3章 平成24年度における改善の取組み

1 公正な競争と適正な利益が確保される入札契約制度の実施 (p. 17～)

「品質」及び「適正な競争」を確保しつつ、公正な競争等を前提としながら、建設業者等の適正な利益が確保され、工事の安全や企業の技術の蓄積と研鑽に繋がる入札契約制度となるよう、平成24年度において、以下の対策を順次実施した。

- (1) 調査基準価格等の引上げによる効果の検証等
- (2) 総合評価落札方式の評価の充実等
 - ①建設工事において総合評価落札方式における評価項目を拡充した。
 - ②建設工事関連業務委託のうち土木コンサルタント業務における総合評価落札方式試行を実施した。
- (3) 「予定価格の事後公表」の試行継続。
- (4) 20者ルールの取扱いに関する緩和措置の試行継続
- (5) 入札参加資格要件としての「施工実績要件」に関する緩和措置の試行継続。

- (6) 共同設計方式の本格実施。
- (7) 建設工事関連業務委託における一般競争入札（条件付）の導入の検討。
 - ① 県内業者優先指名競争入札の試行。
- (8) 非指名措置の一部改正。
非指名措置のリスト対象期間、非指名の開始期間、非指名期間の算定方法の改正を実施した。（平成25年4月施行）
- (9) 建設工事等の入札契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領の制定。（平成25年4月施行）

2 山形県公共調達評議委員会の開催（p. 29～）

平成24年度は委員会を2回開催し、「建設工事における評価基準等の一部改正（工事成績評定等）」、「建設工事関連業務委託における「非指名」措置の一部改正」等について、審議いただいた。

第2部 物品及び役務等の調達関係

第1章 物品及び役務等の調達における入札・契約制度の運用状況

1 物品関係

(1) 契約の方法 (p. 45)

予定価格が160万円を超える物品について、原則として、条件付一般競争入札による調達を行うほか、160万円以下の物品については、電子調達システムによる一般型の見積合せを実施している。

(2) 平成24年度における入札・契約の実施状況 (p. 45)

予定価格が160万円を超える物品の調達方法は、件数で競争入札によるものが26.7%、随意契約によるものが73.3%となっている。随意契約件数の大半を占める医薬品の調達件数が増加したのに対し、競争入札によるものの件数は減少した。なお、品質については、完納検査の実施により確保されている。

物品調達の件数 (前年度比較)

(単位：件、%)

調達方法	平成22年度		平成23年度		平成24年度		増減(24-23) 件数
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
競争入札によるもの	212	29.8	262	35.9	204	26.7	▲58
随意契約によるもの	500	70.2	468	64.1	561	73.3	93
合計	712	100.0	730	100.0	765	100.0	35

2 印刷物関係

(1) 契約の方法 (p. 46)

予定価格が250万円を超える印刷物について、原則として、条件付一般競争入札による調達を行うほか、250万円以下の印刷物については、電子調達システムによる一般型の見積合せを実施している。

また、過度な低価格入札を抑止するため、平成22年度から、会計局会計課が発注する予定価格が50万円を超えるもの(WTO案件を除く。)を対象に最低制限価格等を設定し、平成24年度からは設定対象金額を30万円以上に引き下げた。

(2) 平成24年度における入札・契約の実施状況 (p. 46)

予定価格が250万円を超える印刷物の契約件数は比較的少ない状況にはあるが、調達方法は、件数で競争入札によるものが75.0%、随意契約によるものが25.0%となっている。随意契約の理由としては、障がい者に対する職業訓練や授産を行う施設と契約を締結するため等があげられる。なお、品質については、完納検査の実施により確保されている。

印刷物の製造請負の件数（前年度比較）

（単位：件、％）

調達方法	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		増減(24-23) 件数
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
競争入札によるもの	8	72.7	9	75.0	12	75.0	3
随意契約によるもの	3	27.3	3	25.0	4	25.0	1
合 計	11	100.0	12	100.0	16	100.0	4

3 業務委託関係

(1) 業務委託の種類（p. 47）

業務委託については、便宜上、建物等の保守管理運営、廃棄物処理などの大分類で8種目、建物清掃、警備などの小分類で49種目に区分整理している。業務内容については、安全・安心の確保がより強く求められるもの、信頼性、継続性が強く求められるものなど、多種多様なものとなっている。

(2) 契約の方法（p. 47）

予定価格が100万円を超える業務委託について、原則として、指名競争入札又は一般競争入札としているが、平成20年度からは、大分類「建物等の保守管理運営業務」及び「廃棄物処理業務」のうち12業務については、原則として、条件付一般競争入札により調達することとしている。

また、平成22年度から過度な低価格入札による品質の悪化を防ぐため、低入札価格調査制度の適用を、それまでの3業務から13業務に拡大した。

(3) 平成24年度における入札・契約の実施状況（p. 48）

予定価格が100万円を超える契約のうち、1件当たりの金額が、500万円未満のものが全体の約6割を占め、比較的少額な業務委託が多い状況となっている。

調達方法は、件数で競争入札によるものが26.6％、随意契約によるものが73.4％となっている。随意契約の理由としては、品質を確保するため設置・施工・開発した業者へ保守作業を委託していることや、プロポーザル方式により選定した者へ委託していること等となっている。

業務委託の件数（前年度比較）

（単位：件、％）

調達方法	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		増減(24-23) 件数
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
競争入札によるもの	244	21.3	293	23.2	321	26.6	28
随意契約によるもの	899	78.7	971	76.8	885	73.4	▲86
合 計	1,143	100.0	1,264	100.0	1,206	100.0	▲58

第2章 平成24年度における改善の取組み

平成24年度においては、品質と競争性等にも配慮しながら、平成21年12月に決定した「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」に基づき、「地元で調達できるものは地元で購入する」ことを基本に、地元企業の受注拡大等に配慮した取組みを実施した。

1 地元調達の取組み (p. 50)

少額なものを対象として取り組んでおり、物品購入において94.9%、印刷物の製造請負において100.0%、業務委託において98.2%の地元調達率となっている。

地元調達の実施状況 (件数ベース) (平成24年4月～平成25年3月)

区分	対象金額 (予定価格)	実施機関	地元調達率 (※)
物 品	5万円未満	全所属	94.9%
印 刷 物	50万円以下	全所属	100.0%
業務委託	100万円以下	全所属	98.2%

※県内企業から調達困難なもの、病院事業局発注分を除く。

2 品質確保の取組み (p. 50)

(1) 印刷物の製造請負に係る最低制限価格等の設定状況

平成22年度から、会計局会計課が発注する予定価格が50万円を超える印刷物 (WTO案件を除く。) について、最低制限価格等を設定し、平成24年度からは設定対象金額を30万円以上に引き下げて実施し、平成24年度は71件中5件に失格者がでている。

(2) 業務委託に係る低入札価格調査制度の運用状況

平成22年度から対象業務を3業務から13業務に拡大して品質確保を図っており、平成24年度は25件が制度適用となり、うち7件の調査を実施した。

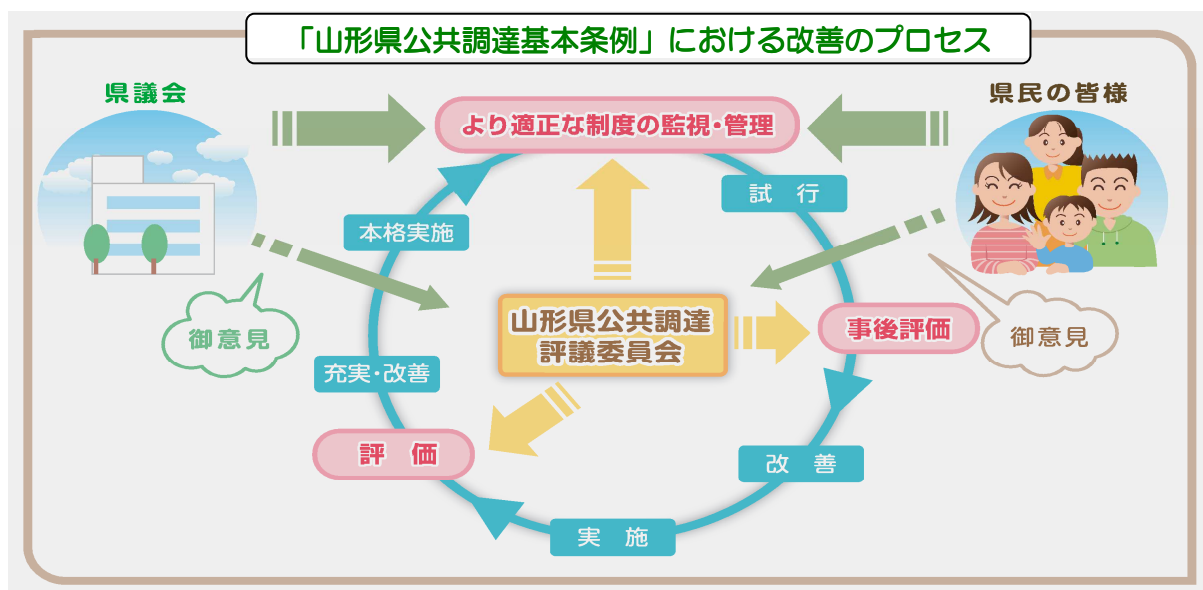
3 平成25年度の取組み (p. 50)

5万円未満の物品購入、50万円以下の印刷物製造請負、100万円以下の業務委託について、引き続き、地元調達率95%以上を数値目標とするとともに、各所属とも地元調達率100%達成に向けて、所属長及び職員一人ひとりが地元企業の受注機会の拡大の取組みと県産品愛用運動を推進する。

資料編

- 1 山形県公共調達基本条例 (p. 54～)
- 2 山形県公共調達評議委員会資料 (p. 57～)
- 3 取組みに関する資料 (p. 99～)
- 4 建設業へのアンケート調査の結果 (p. 107～)

《参考》



山形県公共調達基本条例（平成20年7月18日県条例第43号）の概要

第1条	目的	県が調達するものの品質及び価格の適正を確保するとともに、入札契約制度に対する県民の信頼を確保し、もって県民の福祉の向上及び県民経済の健全な発展に寄与する。
第2条	定義	公共調達とは、県が支出負担行為に基づき行う(全ての)調達をいう。 ※この他、「建設工事等」、「建設業者等」を定義。
第3条	基本理念	①談合その他の不正行為の排除の徹底 ②公正な競争の促進 ③透明性の確保 ④品質及び価格の適正を考慮 ⑤健全な建設業者等の育成が重要であることを踏まえ、建設工事等に係る入札契約制度は、技術のほか、法令の遵守状況、環境保全対策、労働者の安全衛生等に対する取組み並びに地域における社会貢献活動についても、適切に評価し、入札等に適切に反映するように配慮
第4条	県における取組	①基本理念を踏まえて、入札契約制度を運用するとともに、不断に見直し改善に努める。 ②毎年度、議会に入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を提出するとともに、公表する。 ③市町村等に対し、入札契約制度の改善に関して、必要な情報提供及び助言を行う。
第5条	山形県公共調達評議委員会	委員会は諮問に応じ、又は自発的に、入札契約制度の改善に関する重要事項を調査審議し、必要な改善措置を構ずることを求めることができる。